



- I. 金融機関の Brexit への対応状況と留意点
- II. エアバス=ボーイング WTO 補助金紛争における対抗措置

2019年
9月19日号

I. 金融機関の Brexit への対応状況と留意点

執筆者: 善家 啓文

欧州に進出している日系金融機関・事業会社にとって、Brexit がビジネスに及ぼす影響は多岐にわたりますが、本ニュースレターでは、金融機関の Brexit への対応状況を概観したうえで、欧州で事業展開している日系金融機関・事業会社の視点から留意すべきと考えられる事項を解説します。

1. 離脱交渉の状況

英国では、新たに就任したボリス・ジョンソン首相が 2019 年 10 月末の EU 離脱を目指しています。報道によれば、ジョンソン首相は、前政権が EU と合意した離脱協定案に含まれるアイルランド国境問題の安全策(バックストップ条項)について、代替提案を行い、10 月 17 日・18 日に予定される EU サミットで新たな離脱協定を成立させたいと、予定どおりの期日(2019 年 10 月 31 日午後 11 時(英国時間))に離脱することを目指しているとされています。英議会は、「合意なき離脱(No-deal Brexit)」「離脱協定および移行期間のない離脱」を回避するため EU 離脱延期法を成立させており、英政府は、離脱期日までに EU と新たな離脱協定の合意ができない場合、同法に従い離脱期日を延期することを義務づけられています。英政府が EU と新たな合意に達しない場合、離脱が延期されることが予想されますが、ジョンソン首相は 10 月末の合意なき離脱も辞さない態度を示しているため、今後の見通しはなお不透明です(以上は 2019 年 9 月 15 日(日本時間)現在の情報に基づいています。)

2. EU パスポート制度をめぐる問題と金融機関の対応状況

Brexit が欧州に進出している金融機関にもたらす最も大きな変化の 1 つは、「EU パスポート制度」を利用できなくなることであるといわれています。EU パスポート制度とは、EU または EEA(European Economic Area。EU 加盟国+ノルウェー、アイスランドおよびリヒテンシュタイン)に加盟するいずれかの国で金融サービス(銀行業務、保険業務、投資銀行業務等)のライセンスを取得すれば、他の加盟国において追加のライセンスを取得しなくとも、EU/EEA で金融サービスの提供を行うことができる枠組みを意味します。英国の金融機関だけでなく、日本を含む EU 外のグローバル金融機関は、従来、英国に拠点を開設し、パスポート制度に依拠

本ニュースレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

して EU/EEA でビジネスを行ってきましたが、英国が EU から離脱した場合、パスポート制度に依拠して英国拠点から EU/EEA の顧客に金融サービスを提供することができなくなることが予想されます(なお、反対のパターン(英国以外の EU/EEA の金融機関が英国顧客に金融サービスを提供するケース)についても同様の問題がありますが、本ニューズレターでは割愛します)。EU/EEA の加盟国の中には、合意なき離脱による影響を和らげるため、特別の立法により一定期間、英国の金融機関が自国内で金融サービスを提供することを認める国もありますが、時限的な措置にとどまります。このため、英国を拠点として EU/EEA の顧客に金融サービスを提供してきた金融機関は、もし合意なき離脱となっても EU/EEA の顧客向けに金融サービスを提供できるようにするため、グループ内の既存 EU 拠点や新たな EU 拠点を活用する方針を示しています。また、英国拠点と EU/EEA 顧客の間に既存契約(特に、店頭デリバティブや証券金融取引(レポ等)のマスター契約のように、個別の金融取引を行うための前提となる契約)がある場合には、その継続性を確保する観点から、他の EU 拠点到既存契約を個別に移転する、あるいは法令のに基づき英国拠点の事業を EU 拠点到移転するといった対応が見られます(公表情報に基づく具体例は下記のとおりです)。各金融機関の対応方針は、それぞれのビジネス状況(英国外の既存の EU 拠点的の有無、顧客の所在地や取引状況等)によって異なると思われます。

<英国系>

- ・ **パークレイズ**: 既存のアイルランド子会社(Barclays Bank Ireland PLC)を利用することとし、英国の金融サービス市場法第 7 章の手續に従い、英国拠点と EEA 顧客の間の既存契約をアイルランド子会社に移転する。
- ・ **ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド**: 既存のオランダ子会社(NatWest Markets N.V.)を利用する。

<日系>

- ・ **三菱 UFJ フィナンシャルグループ**: 証券業務を行う英国子会社の 100%子会社として、オランダに新会社(MUFG Securities (Europe) N.V.)を設立。
- ・ **三井住友フィナンシャルグループ**: 商業銀行業務・証券業務を行う新会社(SMBC Bank EU AG/SMBC Nikko Capital Markets Europe GmbH)をドイツ・フランクフルトに設立。
- ・ **みずほフィナンシャルグループ**: 証券業務を行う英国子会社(Mizuho International plc)の 100%子会社として、ドイツ・フランクフルトに新会社を設立。

<その他>

- ・ **スイス UBS**: 既存のドイツ子会社(UBS Europe SE)を利用することとし、英国の金融サービス市場法第 7 章および欧州クロスボーダー合併指令に基づき英国子会社の事業をドイツ子会社に移転する。

3. 日系金融機関・事業会社が留意すべき点

金融機関・事業会社を問わず、今後の政治動向を注視し、10 月末に合意なき離脱となる可能性を見極めながら自社のビジネスへの影響を検討することが求められますが、英国拠点を持つ日系金融機関としては、10 月末までに自社の Brexit 対応の完了を目指すことが最も重要となるでしょう。また、日系金融機関の英国外の EU 拠点が他の金融機関の英国拠点との間で契約関係を有するケースも考えられます。その場合、他の金融機関の Brexit 対応の結果として、契約相手方となるエンティティの変更と既存契約の移転等が行われる可能性があるため、法的に契約の継続性が確保されているかを確認することも必要になるでしょう。

欧州に進出している日系事業会社は、現地の取引先金融機関(日系・非日系の両方を含みます)から新たな拠点との取引や既存契約の移転に関する打診を受け、対応を進めていると思われるが、同じ金融機関グループとはいえ別のエンティティと取引を行うことになるため、当該エンティティが現地法に基づき許認可を適切に取得しているかどうかはもちろん、信用力、自己資本やオペレーション体制等も含め、従来の英国拠点と実質的に同水準の金融サービスの提供を受けられるかどうか検討が必要となるでしょう。



ぜん け ひろふみ
善家 啓文

西村あさひ法律事務所 弁護士

h.zenke@jurists.co.jp

2007 年弁護士登録。2005 年京都大学法学部卒業。2018 年英国ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス卒業(LL.M.)。2018-2019 年日系金融機関(ロンドン支店)出向。バンキング、ストラクチャード・ファイナンス、デリバティブを中心とする金融分野を専門とし、銀行法、金商法等の規制法にも精通。

Ⅱ. エアバス＝ボーイング WTO 補助金紛争における対抗措置

執筆者：平家 正博、岩崎 卓真

1. はじめに

2019年4月9日、トランプ大統領は、自身のツイッターにおいて、EUによるエアバス社への補助金が米国に不利益を与えているとしたWTOの判断に基づき、EUからの約110億ドル分の輸入に関税を賦課する旨表明した¹。他方で、EUも、同年4月17日、米国によるボーイング社への支援がWTO協定に違反しているとしたWTOの判断に基づき、対抗措置として、米国からの輸入品目に関税を賦課する旨公表した。

今後このように、相手国の補助金がWTO協定に違反しているとするWTOの判断に基づき対抗措置が発動される可能性があり、実際に発動されれば、米国・EU間の貿易に大きな影響を与えることから、本稿では、WTOにおける補助金紛争の代表的事例であるエアバス＝ボーイング補助金紛争の概要および上記対抗措置の背景について説明することとする。

2. エアバス＝ボーイング補助金紛争の概要

エアバス＝ボーイング補助金紛争は、約15年間にわたり、米国・EU間で争われてきたWTO補助金協定に関する紛争であり、米国はEUおよびその加盟国のエアバス社に対する支援が、EUは米国のボーイング社に対する支援が、それぞれWTO補助金協定²に違反すると争ってきた。具体的な経過は、下表のとおりである。

	エアバス事件 (DS316) ³	ボーイング事件 (DS353) ⁴
①二国間協議要請	2004年10月	2005年6月
②パネル報告書配布	2010年6月	2011年3月
③上級委報告書配布	2011年5月	2012年3月
④パネル報告書(履行確認)配布 ⁵	2016年9月	2017年6月
⑤上級委報告書(履行確認)配布	2018年5月	2019年3月
⑥二国間協議要請(再履行確認)	2018年5月 ⁶	-

上記のとおり、エアバス＝ボーイング補助金紛争では、米国およびEUの措置がWTO補助金協定に違反する旨が認定された後(上記②③)、米国およびEUの行った是正措置が適切かがDSU 21.5条に基づく履行確認手続において争われていたところ、近時の判断において、両国の是正措置は不十分であり、引き続き、WTO協定に違反しているとの判断が示された(上記④⑤)。

そして、エアバス事件の上級委報告書(履行確認)(上記⑤)を受け、2019年4月8日、米国の通商代表部(USTR)は、対抗措置として、EUからの輸入品目に関税を賦課するプロセスを開始すると表明した⁷。その後、同年4月12日、USTRは関税を賦課する

¹ <https://twitter.com/realdonaldtrump> (4月9日米国東部時間20時34分)。

² WTO協定を構成するルールの一つであり、WTO加盟国による、貿易歪曲効果を有する自国の企業・産業に対する補助金の交付を規律する。

³ 米国が、EUおよびその加盟国のエアバス社に対する支援がWTO補助金協定に違反するとして争った事件。

⁴ EUが、米国のボーイング社に対する支援がWTO補助金協定に違反するとして争った事件。

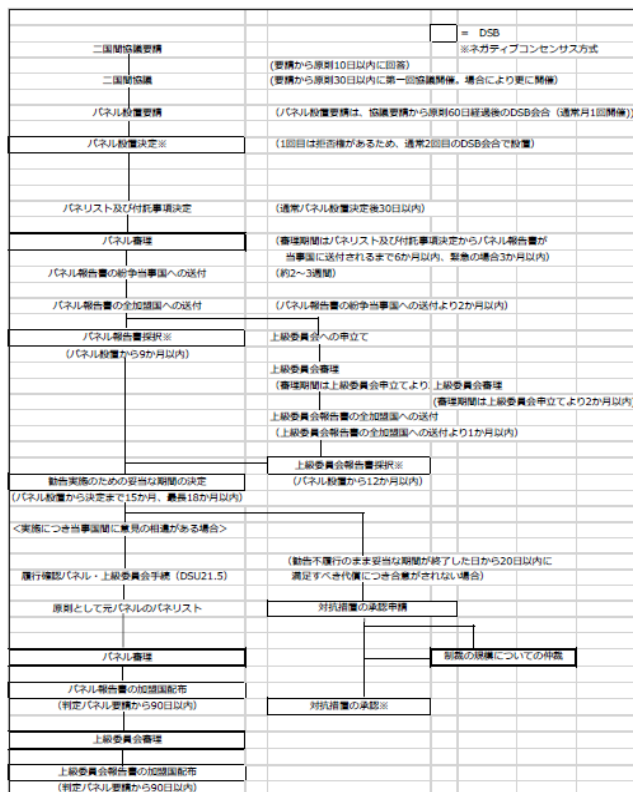
⁵ 補助金交付国による是正措置が実施されず、または是正措置が十分に実施されない場合、申立国は履行確認パネルに対して是正措置が不十分である旨の申立てを行うことができる(DSU 21.5条)。

⁶ 上級委報告書(履行確認)(上記⑤)に基づき、EUが適切な是正措置を講じたかについて米国・EU間で争いとなっており、再び履行確認手続が開始されている。

⁷ <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2019/april/ustr-proposes-products-tariff>。

210 億ドル分の輸入品目のリストを公表し⁸、同年 7 月 1 日、新たに 40 億ドル分の輸入品目を当該リストに追加した^{9 10}。他方で、EU も、ボーイング事件の上級委報告書(履行確認)(上記⑤)を受けて、同年 4 月 17 日、対抗措置として、米国からの輸入品目に関税を賦課する検討プロセスを開始する旨公表し¹¹、対象となる 120 億ドル分の輸入品目のリストを公表した¹²。

3. WTO 協定に基づく対抗措置



WTO 協定は、WTO 紛争解決手続を通じ WTO 協定違反と認定された措置を撤廃・是正しない加盟国に対して、一定の要件の下、対抗措置を発動することを認める。

具体的には、左記図¹³に記載のとおり、加盟国は、他国の措置が WTO 協定違反と考える場合、WTO 紛争解決手続を利用して争うことができる(パネル手続と上級委手続の二審制)。パネル報告書・上級委報告書には、WTO 協定に違反する措置の撤廃・是正を求める勧告が含まれる。しかし、当該勧告が妥当な期間内に履行されず、かつ、相手国との間で双方が受け入れられる代償措置に関する合意にも至らなかった場合、WTO 紛争解決手続の申立国は、WTO 紛争解決機関に対して、補助金交付国に対する対抗措置(WTO 協定に基づく譲許その他の義務の停止)の承認を申請できる(DSU 22.2 条)¹⁴。補助金交付国は、申立国が申請した対抗措置の内容・規模について同意しない場合、それらを争うため、仲裁手続を申し立てることができる(DSU 22.6 条)。当事国は仲裁人の決定を受け入れなければならない、仲裁人の決定に適合した対抗措置が WTO 紛争解決機関によって承認される(DSU 22.7 条)。

エアバス事件においては、上級委報告書(上記③)を受けて、2011 年 12 月、米国は、EU による是正措置が実施されていないことを理由に、対抗措置の承認を WTO 紛争解決機関に要求した。同月、EU は、米国の求めた対抗措置の規模に異議を

唱え、仲裁手続が開始された。しかし、2012 年 1 月、両国の間で、(i)履行確認手続の判断がなされるまで仲裁手続を中断し、(ii)EU の是正措置が不十分であるとの判断が確定した場合には、改めて仲裁手続を再開できるとする合意がなされ、当該合意に基づき、仲裁手続が中断された。そして、EU の是正措置を不十分とする上級委報告書(履行確認)(上記⑤)を受け、2018 年 7 月、

⁸ https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Preliminary_Product_List.pdf. なお、関税賦課の対象となった代表的な商品は、航空機・ヘリコプターその他、(i)チーズやオリーブ・オリーブオイル等の農産物、(ii)イカ・タコ・カキ等の魚介類、(iii)ワインやシャンパン等の酒類、(iv)ハンドバッグ・衣類等の軽工業品等の多岐にわたっている。

⁹ <https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2019/july/ustr-proposes-additional-products>. チーズやオリーブ等の対象範囲が広がった他、ハムやパスタ、スコッチウイスキー、肥料等が追加されている。(https://ustr.gov/sites/default/files/enforcement/301Investigations/Notice_for_Additional_Products.pdf 参照。)

¹⁰ 本論稿の作成時点(2019 年 9 月 17 日)では、関税の賦課に関する最終決定はなされていない。なお、最終的な関税の規模は、WTO の仲裁人による判断を踏まえて決定されることとなっている(<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2019/april/ustr-proposes-products-tariff>)。

¹¹ https://europa.eu/rapid/press-release_IP-19-2162_en.htm.

¹² 対象品目は、米国の対抗措置同様、農産物や魚介類、ワインが対象となる他、化学製品やトラクター・関連部品等も対象となっている。(https://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2019/april/tradoc_157861.pdf 参照。)

¹³ 経済産業省「2019 年版不正貿易報告書」390 頁<https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/tsusho_boeki/fukosei_boeki/report_2019/honbun.htm>。

¹⁴ ただし、対抗措置は無限定に実施できるものではなく、対抗措置を実施する分野・程度に関する規律が定められている(DSU 22.3 条ないし 22.5 条)。

米国の申立てに基づき、仲裁手続が再開された¹⁵。

ボーイング事件においても、上級委報告書(上記③)を受けて、2012年9月、EUは米国による是正措置が実施されていないとして対抗措置の承認を要求した。同年10月、米国はEUの求めた対抗措置の規模に異議を唱え、仲裁手続が開始されたものの、同年11月、履行確認手続の判断がなされるまで仲裁手続を中断する旨の両国間の合意に基づき、仲裁手続が中断された。そして、2019年3月の上級委報告書(履行確認)(上記⑤)を受け、同年6月、EUの申立てに基づき仲裁手続が再開された¹⁶。

上記のとおり、エアバス=ボーイング補助金紛争では、現在いずれの事件においても仲裁手続が実施されている状況にあり、今後WTOの仲裁人が対抗措置を妥当と判断した場合には、その限りにおいて対抗措置が承認されることとなる。

4. 日本企業への示唆

今後、米国・EUが相互に対抗措置を発動した場合、WTO協定上の根拠を有する正当な対抗措置として、一定期間継続する可能性が高いと考えられる。その意味で、今後の進展次第では、米国・EU間における貿易に従事する日本企業にも影響が生じる可能性がある。

なお、近年、世界各国で、関税を引き上げる動きが生じているが、関税引き上げの法的根拠は、措置により異なる。その中には、WTO協定による正当化が可能なものから、WTO協定による正当化が困難なものまで、多種多様なものが含まれている。また、仮にWTO協定により正当化されるものであっても、WTO協定等の法的根拠により、課税期間、課税額や課税対象について一定の規律が及ぶ可能性があり、それに応じて、関税引き上げが企業に与える影響や、企業の取ることができる防衛策も変わってくると思われる。したがって、企業としては、関税引き上げという結果のみに着目するのではなく、当該関税引き上げの背景や法的根拠まで理解することが重要と考えられる。



へいけ まさひろ
平家 正博

西村あさひ法律事務所 弁護士

m_heike@jurists.co.jp

2008年弁護士登録。2015年ニューヨーク大学ロースクール卒業(LL.M.)。2015-2016年ブラッセルのクリアリー・ゴットリーブ・スティーン アンド ハミルトン法律事務所に出向。2016-2018年 経済産業省 通商機構部国際経済紛争対策室(参事官補佐)に出向。現在は、日本等の企業・政府を相手に、貿易救済措置の申請・応訴、WTO紛争解決手続の対応、米中貿易摩擦への対応等、多くの通商業務を手掛ける。



いわさき たくま
岩崎 卓真

西村あさひ法律事務所 弁護士

t_iwasaki@jurists.co.jp

2016年弁護士登録、2013年東京大学法学部卒業、2015年東京大学法科大学院修了。WTO紛争・ルールメイキング等の国際通商法に関する業務の他、会社法、独占禁止法に関する業務を担当している。法と経済学会において、法と経済学に関する研究発表を行った経験も有する。

¹⁵ USTRによると、仲裁人の判断は、2019年の夏に下される見込みということであったが(<https://ustr.gov/about-us/policy-offices/press-office/press-releases/2019/april/ustr-proposes-products-tariff>)、上記のとおり、本論稿の作成時点(2019年9月17日)では、当該判断はなされていない。

¹⁶ 本論稿の作成時点(2019年9月17日)では、仲裁人の判断はなされていない。